

廃棄物処理制度専門委員会(第5回) 参考資料

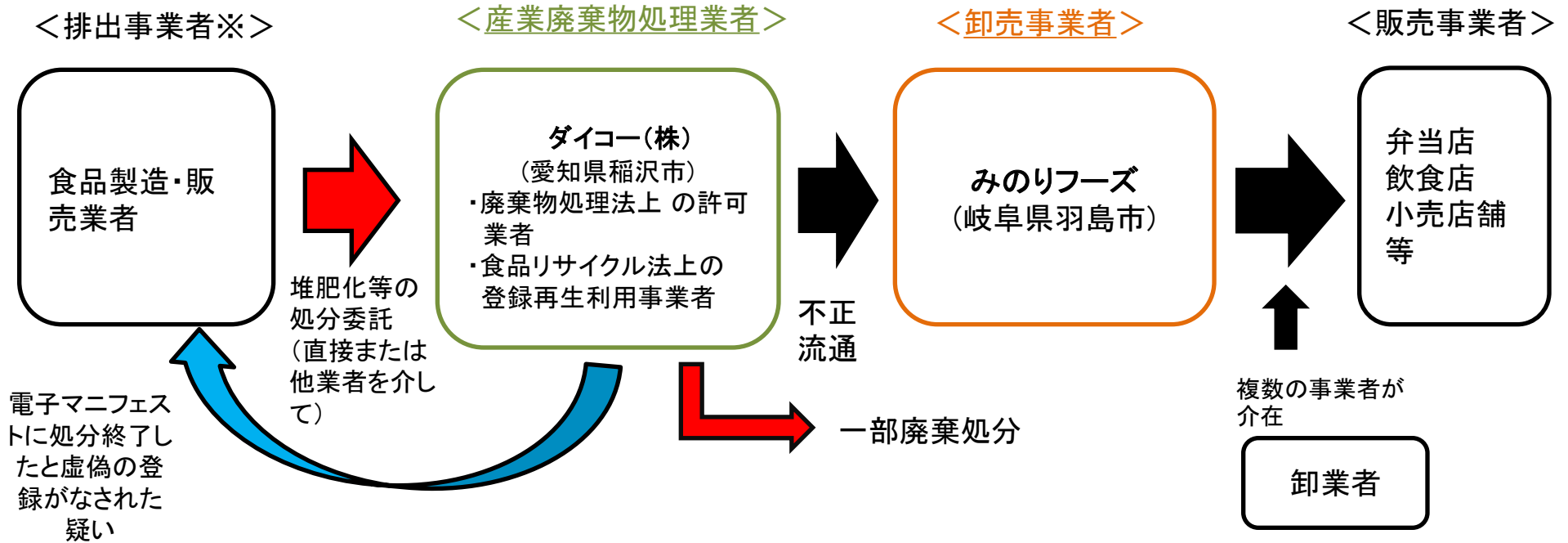
平成28年9月1日

第5回廃棄物処理制度専門委員会

【検討すべき論点1、2】

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案



【問題点】

- 産業廃棄物の処理フローが不透明であるため、排出事業者や行政庁が、電子マニフェストの虚偽記載等の廃棄物処理法違反事由に気づくことが出来ないこと。
- 産業廃棄物処理業者に関する情報が不十分であるため、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を見分けることが困難であること。
- 許可取消後の処理業者が、改善命令等の対象とならない。

再発防止策～廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

（「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」
（平成28年3月14日）より引用。）

【都道府県による事業者に対する監視体制の強化を通じた透明性と信頼性の強化】

- 一定程度の抜き打ちの立ち入り検査
- 立入検査マニュアルの策定

【廃棄物処理業者による処理状況の積極的な公開】

- 排出事業者による現地確認の積極的な受け入れとその際に参考となるチェックリストの整備
- 処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

【排出事業者責任に基づく必要な措置についての周知徹底】

- チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進
 - ・ 現地確認等による処理状況の確実な把握
 - ・ マニフェストにおける最終処分の十分な確認
 - ・ 排出事業者による処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているかの確認
 - ・ 適正な料金での委託

等の措置についてのチェックリストを作成。

排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認

現行制度概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか 等

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

※ これらの措置を行っていない場合は、「排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」(法第19条の6)に該当する可能性

効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

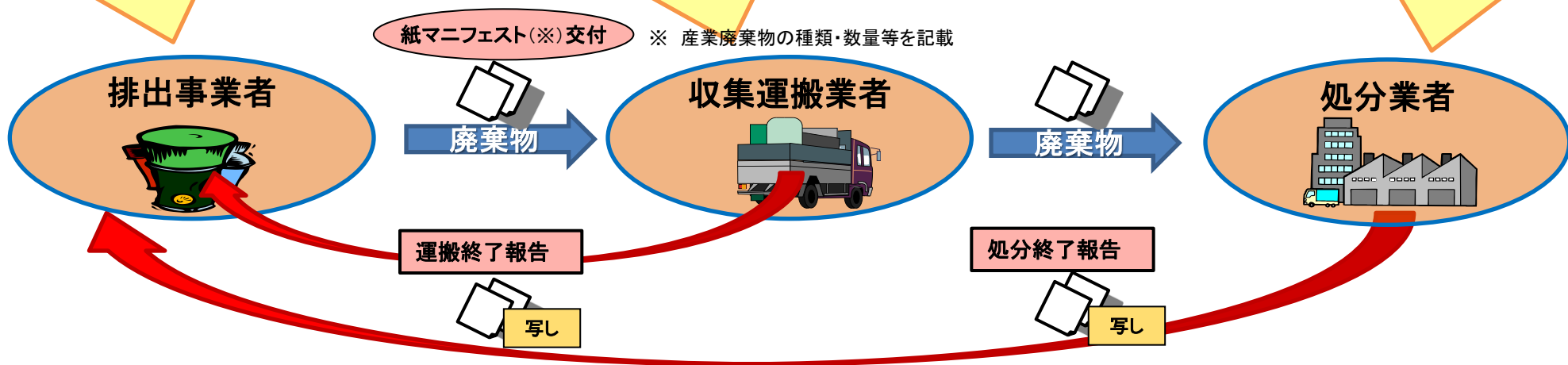
廃棄物処理法に基づく、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

※ 収集運搬業者及び処分業者

- 交付義務
- 5年間の保存義務
- 都道府県知事への報告義務
- 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき等には適切な措置を講ずる義務

- 運搬終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 処分業者への管理票の回付義務
- 5年間の保存義務

- 処分終了時に交付者及び回付者へ管理票の写しの送付義務
- 最終処分終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 5年間の保存義務



違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等

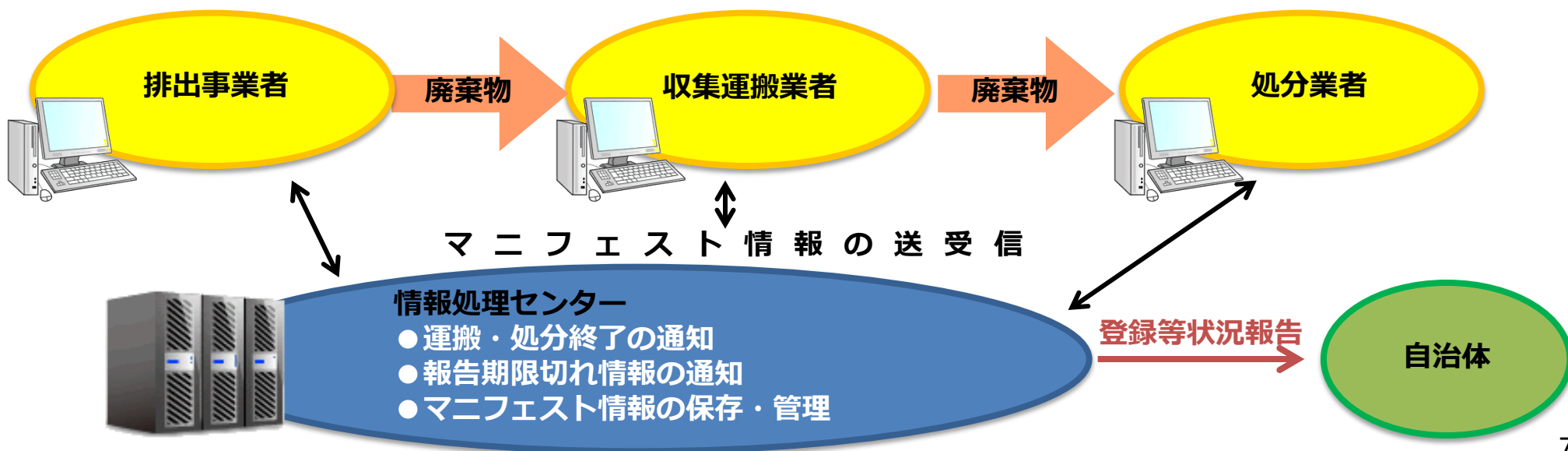
電子マニフェスト制度

マニフェスト制度の下、紙マニフェストを交付する代わりに、マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることを可能とした仕組み
(平成9年の廃棄物処理法の改正により創設)

【電子マニフェスト普及の意義】

排出事業者としての処理責任の徹底・不法投棄等の防止の徹底

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能
 - 都道府県等の監視業務の合理化
 - 不適正処理の原因究明の迅速化
 - 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組



電子マニフェストの普及状況

電子マニフェスト普及率の目標 平成28年度 50%

(H25.5 第三次循環型社会形成推進計画(閣議決定))

➡ H25.10「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」策定

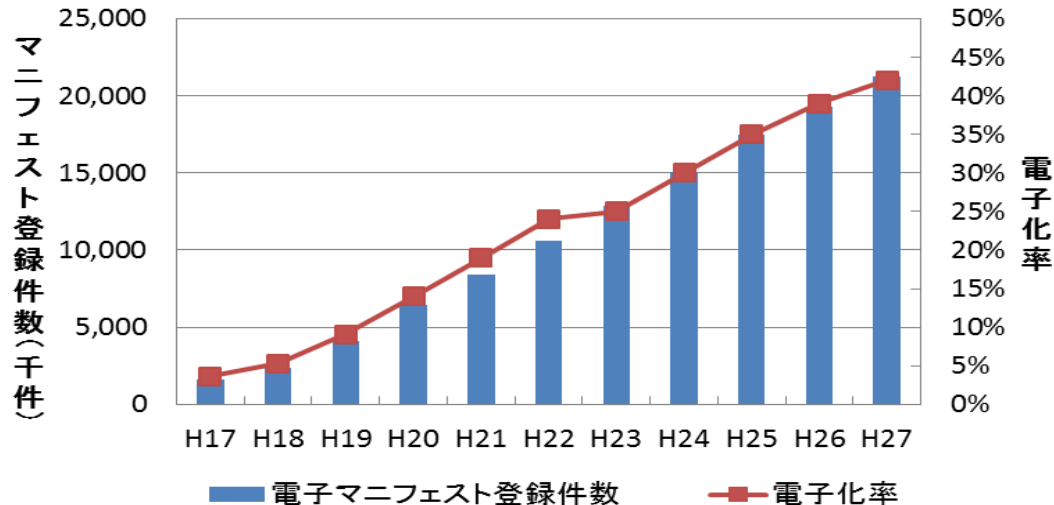
1) 電子マニフェスト加入状況の推移等

(平成28年3月31日現在)

年度	システム加入者数	システム加入者数の内訳			年間登録件数	電子化率※ (普及率)
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
H23年度	79,155	62,443	10,673	6,039	12,882,074件/年	25.8%
H24年度	89,015	70,792	11,720	6,503	15,056,116件/年	30.1%
H25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	17,460,912件/年	34.9%
H26年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458件/年	38.6%
H27年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609件/年	42.5%

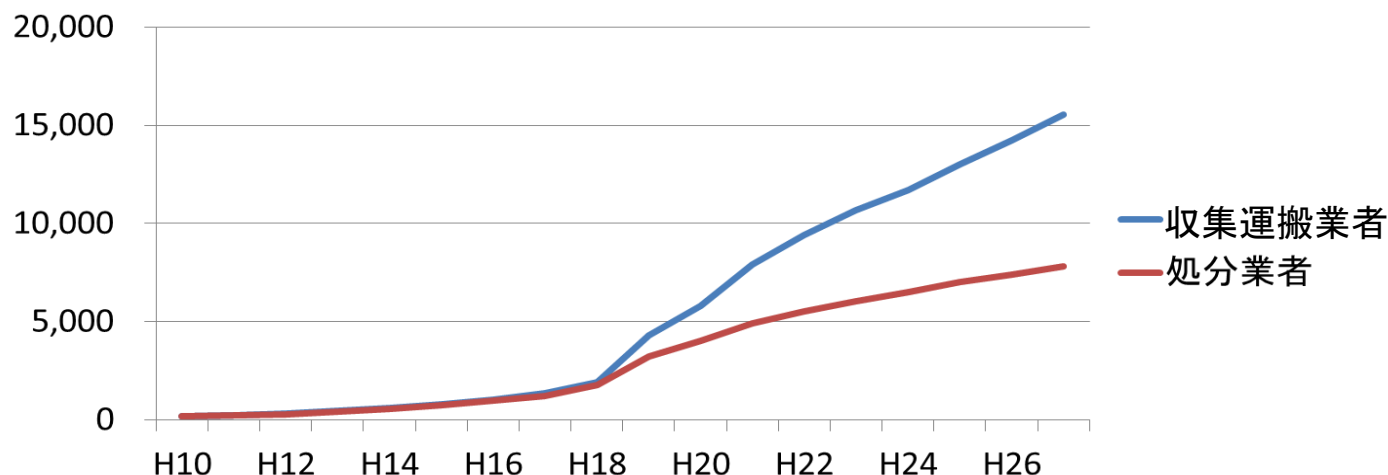
○電子マニフェスト登録件数の推移等

※ $\frac{\text{電子マニフェスト登録件数}}{\text{紙マニフェスト発行件数} + \text{電子マニフェスト登録件数}}$



電子マニフェスト加入状況の推移(産業廃棄物処理業者)

- 加入者数は増加しているが、加入率は収集運搬で約18%とまだ低い。



- ✓ 収集運搬業者及び処分業者の加入率(H27年度)

区分	事業者数※1	電子マニフェスト加入者数※1	加入率
収集運搬業※2	88,111	15,543	17.6%
(うち特管)※2	5,994	3,517	58.7%
処分業※3	11,968	7,829	65.4%
(うち特管)※3	737	598	81.1%

※1 事業者数は平成28年8月時点の数、電子マニフェスト加入者数は平成28年3月末時点の数を用いて算出した

※2 収集運搬業者数は、主に業者単位での加入であるため、事業場が複数ある場合は1事業者として算出した

※3 処分業者数は、処分事業場単位での加入であるため、許可数により算出した

(参考)電子マニフェストの料金別利用状況(H27年度)

料金区分	料金単価	加入者数 (排出事業者)	登録件数 (年間)	加入者当たりの 登録件数
A料金 (個別加入※)	10.8円/件＋ 利用料金25,920円/年	3,519 (3%)	16,983,736 (80%)	4,826
B料金 (個別加入)	32.4円/件(66件まで無料)＋ 利用料金2,160円/年	16,953 (14%)	2,979,179 (14%)	176
C料金 (団体加入)	32.4円/件 (利用料金不要)	97,597 (83%)	1,284,694 (6%)	13
合 計		118,069 (100%)	21,247,609 (100%)	180

●料金区分について

料金区分	加入方法	導入時期	利用区分の目安となる 年間登録件数
A料金	個人加入	H10.12.1～	1,200件以上
B料金	個人加入	H16.8.2～	1,199件以下
C料金	団体加入(加入者数が30以上で あることが条件) ※フランチャイズチェーン、グ ループ企業等が該当	H19.10.1～	—

(参考) 多量排出事業者の電子マニフェスト加入率 (関東9都県市※1)

業種	事業場数	システム加入数	システム加入率
建設業	1,501	921	61.4%
(うち特管)	194	136	70.1%
製造業	759	224	29.5%
(うち特管)	332	118	35.5%
医療・福祉	306	93	30.4%
(うち特管)	302	93	30.8%
その他※2	245	85	34.7%
(うち特管)※2	39	29	74.4%

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

※2 その他には、学術研究、電気・ガス・熱供給・水道などが含まれる

電子マニフェストについて講じてきた取組

1. 排出事業者の加入促進

- 料金体系を見直し、少量排出事業者が取り入れやすい料金体系を新たに導入。
- 加入時の事務手続の簡素化
- 運用ルールを改善し、利便性を向上

2. 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

- システムの改善（通信高速化、大量処理化、迅速化、タブレット・スマートフォンへの対応等）
- 行政への各種報告の作成を支援するシステムの構築
- 加入処理業者情報の検索システムの提供
- ASP事業者（※）との連携

3. 行政機関の利用促進

- 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共工事等における活用を促進
- 環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理委託に係る入札でのインセンティブ付与

4. 普及促進策の充実

- 普及啓発促進ツール（ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック）の開発、提供
- 業界団体、地方公共団体等との共同によるモデル事業の実施
- 加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
- 業界団体、地方公共団体等と連携した説明会等の推進キャンペーンの実施

※ ASP (Application Service Provider) とは、業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者。
排出事業者や処理業者は当該ソフトを使用して電子マニフェストの登録・修正を行う。

タブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発

普及率向上のボトルネック

- ▶ 産業廃棄物処理業者の業者別普及率を見ると、**処分業者は約65%**に達している一方、**収集運搬業者は約18%**に止まっている（平成28年8月現在）
- ▶ **排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が揃って加入して初めて機能するため、特に収集運搬業者の加入促進が必要。**

【収集運搬業者へのヒアリングで得られた問題点】

- ▶ 紙manifestの様式と違うため、**新たに登録方法を覚えなければならない。**
- ▶ **排出現場で直感的に入力できないため、排出事業者の登録作業が遅れる場合がある。**
- ▶ **操作に不慣れな排出事業者が多く、その都度電話で操作方法を説明する必要がある。**
- ▶ 紙manifestは随時修正が可能だが、**電子manifestは処理業者が登録・修正ができないため、処理業者が事後に登録内容を確認し、排出事業者に電話で修正を依頼する必要がある。**

排出現場で紙manifestのように簡単に電子manifestを登録・修正できるシステムが必要

解決策：利便性の高いアプリの開発（H28年度事業）

- ▶ **処理業者の強い要望を踏まえ、排出事業者及び処理業者が排出現場において、紙manifestと同じ体裁・様式の画面にタブレット・スマートフォン等から直感的に登録・修正できる利便性の高いアプリケーションプログラムの開発を行う**



電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入の検討

(「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について(廃棄物・リサイクル関係)」
(平成28年3月14日)より抜粋。)

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 本事案において、排出事業者において、マニフェストによる最終処理の確認等を行っていたが、本事案が発生。
- 電子マニフェストについて、その普及を図りつつ、システムによる廃棄物処理フローの管理を行うことで、不正防止のための活用方策とするため、ITの活用により、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った産業廃棄物の適正な処理が行われたかどうかについて、マニフェストにより具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

(参考) 電子マニフェストによる不正防止対策 (案)

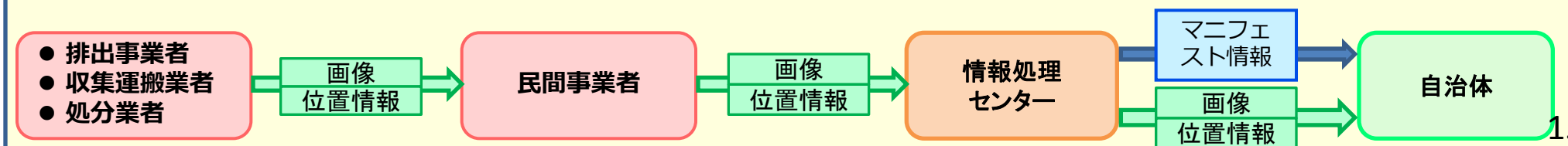
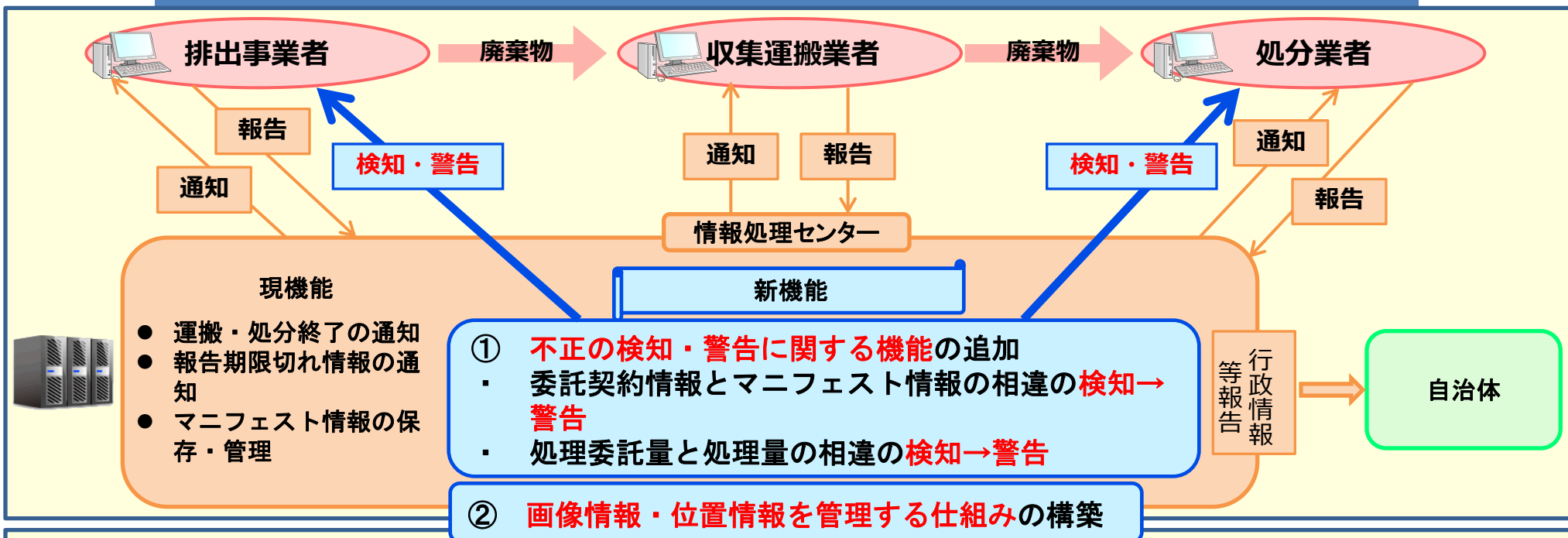
背景

本年1月、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不適正転売事案が発生。当該処理業者は電子マニフェストで虚偽報告をしていたが、現行システムにこれを検知する機能がなかったため、看過されていたもの。

課題

不正事案の防止及び排出事業者の処理責任の徹底へ向けた電子マニフェストシステムの機能強化が重要課題

食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた電子マニフェストシステムの機能強化



【検討すべき論点3】

廃棄物処理における有害物質管理①

○特別管理廃棄物制度の導入

特別管理廃棄物の定義（法第2条第3項、第5項）；

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

特別管理廃棄物一覽（令第1条、第2条の4）

廃棄物の種類		(※特定施設限定あり)	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	※1 水銀使用廃製品から水銀を回収する施設	
	廃水銀(※1)	※2 廃棄物焼却施設	
	ばいじん(※2)		
	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻、污泥(※2)	※3 医療機関等	
感染性廃棄物(※3)			
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	※4 石綿建材除去事業に係るもの又は 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設		
廃酸(pH2.0以下)			
特別管理産業廃棄物	廃アルカリ(pH12.5以上)	※5 水銀使用廃製品等から水銀を回収する施設、 水銀使用製品の製造の用に供する施設、 水銀を媒体とする測定機器を有する施設、 試験研究機関等	
	感染性廃棄物(※3)		
	高濃度PCB廃棄物		トランス類
			コンデンサ類
		安定器	
	低濃度PCB廃棄物	※6 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、 ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設等	
	廃石綿等(※4)		
	廃水銀等(※5)		
有害物質を含む鉱さい、ばいじん、燃え殻、污泥等(※6)			

特別管理廃棄物に係る規制

・特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2)

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられている。

・特別管理産業廃棄物処理業(法第14条の4)

特別管理産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けることが義務付けられている。

・特別管理廃棄物処理基準(法第7条、第12条の2等)

特別管理廃棄物の処理を行う者は、通常の廃棄物とは異なる特別管理廃棄物処理基準に従うことが義務付けられている。

廃棄物処理における有害物質管理②

特別管理産業廃棄物の制度導入(平成4年)からの主な見直し

年	水質汚濁防止法に基づく排水基準改正を踏まえた見直し	ダイオキシン(DXN)対策	PCB廃棄物対策	水銀廃棄物対策	廃石綿対策
平成4年	重金属等11物質を含む廃棄物	—	廃PCB等、PCB汚染物	水銀を含む廃棄物	廃石綿等
平成7年	有機ハロゲン化合物等13物質を含む廃棄物を追加				
平成10～16年			PCB汚染物を拡充 PCB処理物を追加		
平成11年		DXN特措法の制定 ・排出削減計画の策定(平成12年)等			
平成12年		DXNを含む廃棄物を追加			
平成13年			PCB特措法の制定 ・処理基本計画の策定(平成14年)等		
平成18年					廃石綿等を拡充
平成24年			PCB特措法の改正 ・処分期限の延長等		
平成25年	1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加			水銀に関する水俣条約採択	
平成28年			PCB特措法の改正 ・高濃度PCB廃棄物処分義務付け ・都道府県等の権限強化等	廃水銀等を追加 水俣条約に日本が締結	

○硫酸ピッチ対策

平成16年 硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの)を指定有害廃棄物に指定して、特別の処理基準を設定し、これに違反した場合は直ちに罰則の対象とした。

廃棄物処理における有害物質管理③

POPs廃棄物対策

平成16年 残留性有機汚染物質(POPs*)に関するストックホルム条約発効

締約国に対し、POPs廃棄物が以下のとおり取り扱われるよう適切な措置をとることが求められている。

- ・POPs廃棄物を環境上適正な方法で収集、運搬及び保管すること
- ・廃棄物に含有するPOPsを原則 分解すること

* POPs(Persistent Organic Pollutants)…毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、国境を越えて移動する物質

これまでに講じた措置

- ・PCB廃棄物及びダイオキシン類を含む廃棄物の特別管理廃棄物への指定
- ・POPs廃農薬に関する技術的留意事項(平成16年10月策定、平成21年8月改定)の発出
- ・PFOS含有廃棄物に関する技術的留意事項(平成22年9月策定、平成23年3月改定)の発出
- ・個別の分解実証試験の実施(クロルデン、エンドスルファン、HBCD、HCBD、PCN、PCP等)

OWDS (廃棄物データシート) による対策

WDS(廃棄物データシート)；

産業廃棄物の適正処理のため、処理委託時に排出事業者から処理業者に伝達すべき情報を具体的に記載するためのツール

平成18年 廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDSガイドライン—の発出

WDSの様式、記載方法等を解説

平成25年 WDSガイドライン第2版の発出

下記事案の再発防止策として、WDSの様式に消毒副生成物前駆物質等を追加

問題事案の発生；

平成24年に、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出

推定される原因；

排出事業者から処理業者に処理委託された廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが伝達されず、適切な処理が行われなかったため

対策；

排出事業者から処理業者への情報伝達について更なる具体化・明確化を図ることが必要

WDSガイドライン策定の経緯等

(1)「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」とは (WDS(Waste Data Sheet)ガイドライン)

産業廃棄物の委託契約時に、排出事業者が処理業者に提供することとされている産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を具体的に示したもの

👉平成18年3月に「ガイドライン」を策定

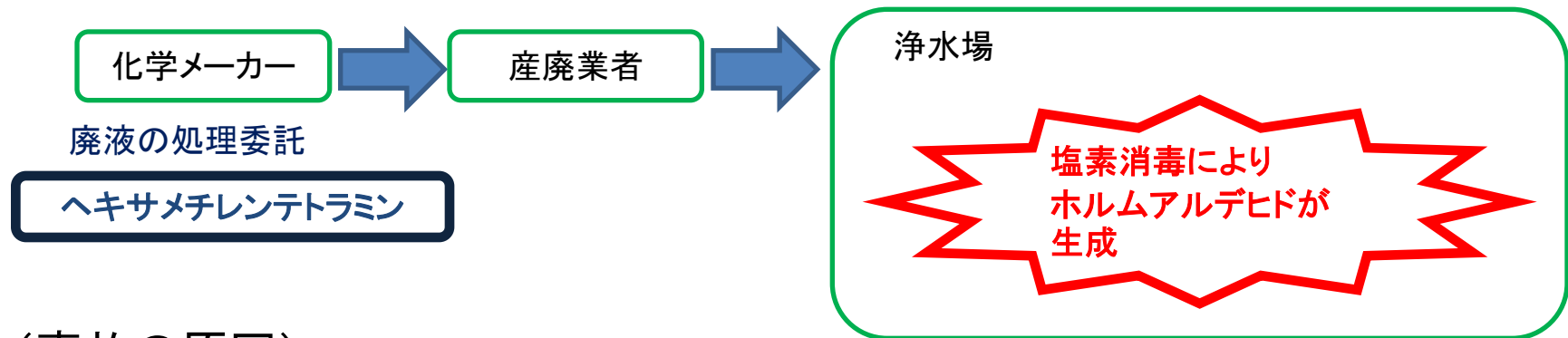
平成17年7月に環境省がとりまとめた「製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書」において、廃棄物の有害特性等、処理業者における廃棄物の適正処理の促進に必要な情報を明確にし、廃棄物情報の伝達に関するガイドラインを作成することが適当とされた。

(2) ガイドライン改訂の背景

◇利根川水系で発生した水道水質事故(平成24年5月)

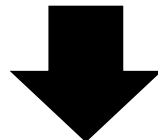
(事故の概要)

平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水道水質基準を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水が発生する水質事故が発生



(事故の原因)

排出事業者が処理を委託した廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因と推定



情報伝達のさらなる具体化・明確化が必要



H25. 6

ガイドラインの改訂

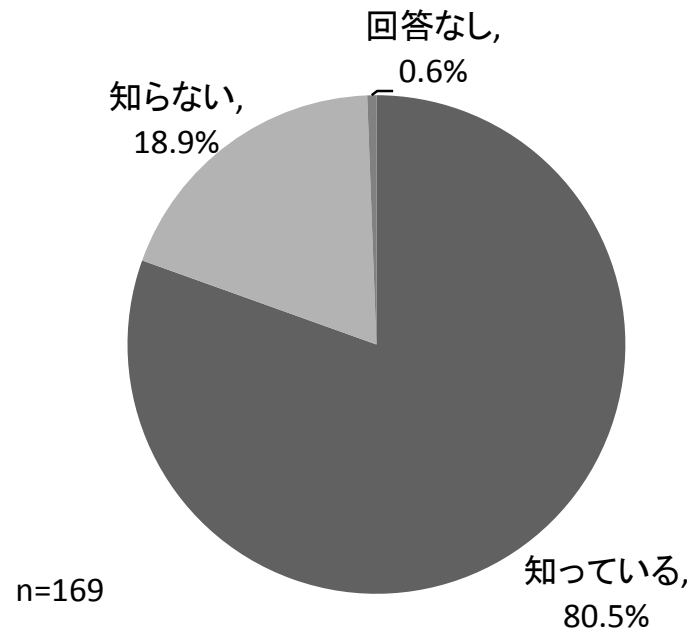
(3) WDSガイドラインの普及状況

◇平成26年度請負業務

WDSガイドラインが主に対象とする4品目

(汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ)

を排出している多量排出事業者169社を対象に、普及状況を調査



廃棄物データシートの認知度

廃棄物データシート(WDS)

1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	_____		所属	_____	
		所在地	〒 _____		担当者	TEL	_____
					FAX	_____	
2	廃棄物の名称						
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.				
		分析表添付(組成) ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 産業廃棄物	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	その他()	
	特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	強アルカリ(有害)	銻さい(有害)	廃アルカリ(有害)		
		引火性廃油(有害)	感染性廃棄物	燃えがら(有害)	ばいじん(有害)		
		強酸	PCB等	廃油(有害)	13号廃棄物(有害)		
		強酸(有害)	廃石綿等	汚泥(有害)			
		強アルカリ	指定下水汚泥	廃酸(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは、 無しは×、混入の 可能性があれば	アルキル水銀	()	トリクロロエチレン	()	1,3-ジクロロプロパン	()
		水銀又はその化合物	()	テトラクロロエチレン	()	チウラム	()
		カドミウム又はその化合物	()	ジクロロメタン	()	シマジン	()
		鉛又はその化合物	()	四塩化炭素	()	チオベンカルブ	()
		有機燐化合物	()	1,2-ジクロロエタン	()	ベンゼン	()
		六価クロム化合物	()	1,1-ジクロロエチレン	()	セレン	()
		砒素又はその化合物	()	シス-1,2-ジクロロエチレン	()	ダイオキシン類	()
		シアン化合物	()	1,1,1-トリクロロエタン	()	1,4-ジオキサン	()
		PCB	()	1,1,2-トリクロロエタン	()		
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成)					
		ヘキサメチレンテトラミン(HMT)		1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)			
		N,N-ジメチルアニリン(DMAN)		トリメチルアミン(TMA)		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	
		N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA)		ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成)					
		アセトンジカルボン酸		1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール)			
		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		アセチルアセトン		2'-アミノアセトフェノン	
		3'-アミノアセトフェノン					
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは、 無しは×、混入の 可能性があれば	硫黄	()	塩素	()	臭素	()
		ヨウ素	()	フッ素	()	炭酸	()
		硝酸	()	亜鉛	()	ニッケル	()
		銅	()	アルミ	()	アンモニア	()
		ホウ素	()	その他	()		
		分析表添付(組成)					
9	有害特性	爆発性	引火性()	可燃性	自然発火性()	禁水性	

	(有・無・不明)	酸化性 毒性ガス発生 その他()	有機過酸化物 慢性毒性	急性毒性 生態毒性	感染性 重合反応性	腐食性
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()				
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入				
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭				
13	荷姿	容器() 車両() その他()				
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・リットル・m3・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日				
15	特別注意事項 (有・無)	<p>取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性 / 注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 				

【参考】 その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)

・ 産業廃棄物の発生工程等

「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

POPs廃棄物処理の現状

○ これまで制度的措置を講じてきたもの

PCB

- 廃棄物処理法上の特別管理廃棄物に指定した上で、特別措置法に基づく計画的な処理が進められてきた。
- 高濃度物は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)を活用して、全国5カ所の分解処理施設で処理されており、低濃度物は無害化処理認定制度を活用して、処理体制の充実が図られている。

ダイオキシン類

- 高濃度物を廃棄物処理法上の特別管理廃棄物に指定した上で、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理が進められている。
*1 ダイオキシン類と同様に熱過程で非意図的に生成するPOPsについては、ダイオキシン類対策により適正に処理されていると考えられる。

○ 制度的措置以外の措置を講じてきたもの

PFOS類を含有する消火器、泡消火薬剤

- 消火器については、(一社)日本消火器工業会が広域認定制度を活用して廃製品の回収を行っており、泡消火薬剤については、(一社)日本消火装置工業会や関係省庁が在庫量の特定に努めている。廃棄物となったものは、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」*2に基づき処理が進められている。

*2 平成22年9月策定、平成23年3月改訂、環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理不法投棄対策室

POPs条約規制対象物質

採択年月	POPs条約採択 平成13年5月	COP4 平成21年5月	COP5 平成23年4月	COP6 平成25年5月	COP7 平成27年5月
発効年月	平成16年5月	平成22年8月	平成24年10月	平成26年11月	平成28年12月
POPs廃農薬類	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルドリン ・ クロルデン ・ DDT ・ ディルドリン ・ エンドリン ・ (HCB(ヘキサクロロベンゼン)) ・ ヘプタクロル ・ (マイレックス) ・ (トキサフェン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クロルデコン ・ α,β-HCH(ヘキサクロロシクロヘキサン) ・ (PeCB(ペンタクロロベンゼン)) ・ リンデン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンドスルファン 		<ul style="list-style-type: none"> ・ PCP(ペンタクロロフェノール)とその塩及びエステル類
フッ素系 界面活性剤		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)とその塩及びPFOSF(ペルフルオロオクタンスルホニルフリオルド) 			
臭素系難燃剤		<ul style="list-style-type: none"> ・ (HBB(ヘキサブブロモビフェニル)) ・ POP-BDEs(ブロモジフェニルエーテル) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ HBCD(ヘキサブブロモシクロドデカン) 	
塩素系製剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB(ポリ塩化ビフェニル) 				<ul style="list-style-type: none"> ・ (HCBD(ヘキサクロロブタジエン)) ・ PCN(ポリ塩化ナフタレン)
非意図的生成物	<ul style="list-style-type: none"> ・ HCB(ヘキサクロロベンゼン) ・ PCB(ポリ塩化ビフェニル) ・ PCDD/PCDF(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン/フラン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PeCB(ペンタクロロベンゼン) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ PCN(ポリ塩化ナフタレン)

* 括弧内のPOPsは国内における製造・輸入の実績がないか不明なものを示す。

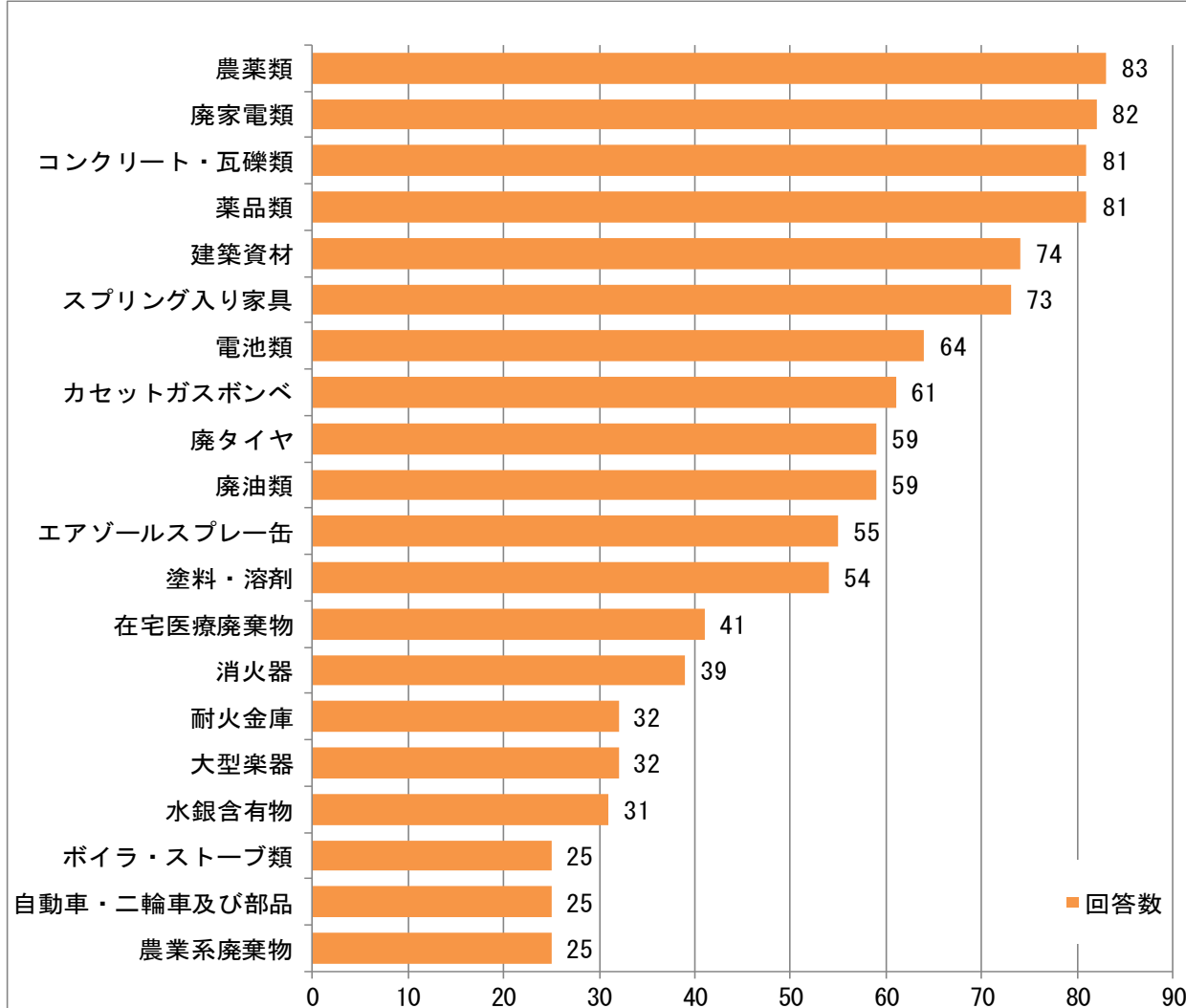
【検討すべき論点4】

市町村において適正処理に苦慮する一般廃棄物

問 貴自治体において、適正処理に苦慮するなどの事情により、製造、加工、販売等を行う事業者が処理することが望ましいと考えられる廃棄物があれば、具体的な物についてお聞かせください(※)。

(上位20位)

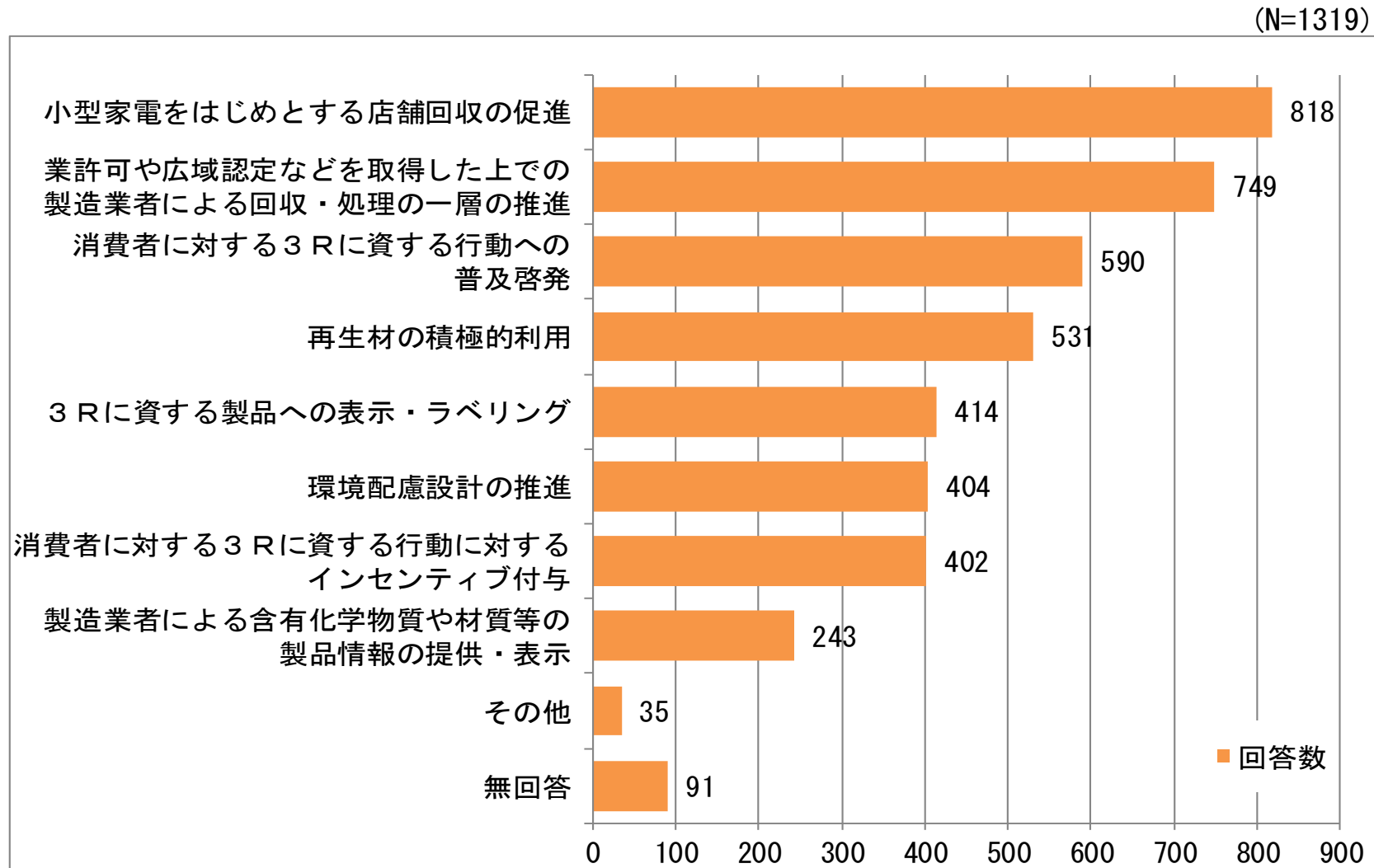
(N=438)



※ 平成27年12月28日～平成28年2月10日に全国1,742市町村に聴取、回答数438件。重複回答あり。

市町村が3R推進のため、製造事業者等に要望する取組・協力

問 一般廃棄物の3R推進のため、製造、加工、販売等を行う事業者に対してどのような取組・協力を期待しますか(※)。



※平成27年12月28日～平成28年2月10日に全国1,742市町村に聴取、回答数1,319件。重複回答あり。

(参考)産業廃棄物処理施設以外の処理施設について

問 法第8条及び第15条施設(※1)の他に生活環境影響調査手続を設けている施設はありますか(※2)。

(複数回答のあった施設)

- 処分業の用に供する施設全て
- 積替保管施設
- 脱水・乾燥施設(汚泥、動植物性残さ、ふん尿)、肥料化・飼料化施設
- 発酵施設(木くず、動植物性残さ又は汚泥等)
- 第15条の焼却施設規模以下の小規模な施設
- 破碎施設(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず等)

問 その他、訴訟において論点になった事項など、廃棄物処理法の運用上支障が生じた点がありましたらお聞かせください(※2)。

(施設設置許可等に係る回答)

- 近年、低温型熱分解装置等が開発されているらしく、従来の熱分解装置の構造基準だけでは判断が難しいと思われる相談が増えている。
- 堆肥化施設については、悪臭などの生活環境の影響が生じることが多いが、構造基準及び維持管理基準が定められていないことから、対応に苦慮している。

※1 設置に都道府県知事の許可を要する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

※2 平成27年12月28日～平成28年2月10日に全国115都道府県に聴取、回答数36件。重複回答あり。